

# 10月1日以後の委託事業の支払いに ついての説明会

---

インボイス制度の運用開始に際して、法に則った、  
医師会からの委託事業の支払いについて、税務当局、  
顧問税理士、医師会からの説明をいたします。

# A) 確認事項

---

- 医療費：

保険診療 消費税対象外

自由診療 消費税対象 鎌倉市の委託事業はこの対象です。

- 免税業者（免税医療機関）：

委託事業以外を含めて、自由診療分が1000万未満の医療機関。

# インボイス

- インボイスとは、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段で、適格請求書と呼ばれるインボイス番号が印字されている請求書を、売り手（医療機関）が発行し、買い手（医師会）がそれに基づいて料金（委託料）＋消費税を支払うのが原則。買い手が作成する一定の事項が記載された支払明細書等を保存することによって、適格請求書の発行なしに仕入税額控除の適用を受けることができる。

# インボイス

---

- 制度的には、インボイスの登録を行っていない事業所（医療機関）は適格請求書を発行できないので、消費税を請求できない（買い手は消費税額を明示した支払明細書を作ることができない） こととなります。

# 具体的なインボイス番号の活用

---

- 医療機関→医師会 請求書（適格請求書）
- 医療機関←医師会 支払明細書 （これを出せば、適格請求書は不要）

注）税務当局は医師会・医療機関のインボイス番号が入っていれば、いままで通り明細書を医師会が発行するだけで、医療機関からの請求書は不要との判断をいただいた。  
つまり、医療機関は適格請求書の発行を省略できる＝発行しなくても良いことなる

# B) 医師会からの委託料支払いスキーム 1

## インボイス登録医療機関に対し

---

- 鎌倉市からは、  $\text{各委託料総単価} = \text{委託料本体} + \text{消費税}$  と記載され医師会に支払われています。

1) 今まで：

総単価より、医師会の事務手数料を引いて、残りを消費税ごと医療機関に支払っていた

注1) 医療機関は年間自費収入の額に応じ、自費収入1000万円以上は消費税を納税し、

それ未満は全額免税になっていた。

2) これからは：医師会の事務手数料を引いた後、

インボイス登録医療機関には、今まで通り

- $\text{委託料本体} + \text{消費税}$ を支払う インボイス登録医療機関は消費税を納税する

# B) 医師会からの委託料支払いスキーム 2

## インボイス未登録（免税）医療機関に対し

---

- インボイス未登録（免税）医療機関には、
  - ① 委託料本体のみ支払う（消費税が請求できないため）
  - ② 委託料本体 + 委託料総額消費税相当分 - 消費税分特例控除以外分（消費税相当の20%）を支払う。
  - ③ 委託料本体 + 委託料総額消費税相当分 ③は以下の理由で、不可能である。
- 消費税として市から預かる金を委託料の一部としてインボイス非登録医療機関にのみ支払うことになり、今までどおり消費税分100%が益税となるが、インボイス登録医療機関との単価の相違が起こり不公平となる。
- 医師会は最終の買い手として、インボイス非登録事業者から買った委託サービスの消費税と千万円単位で支払うことになり、医師会費の運用上も不公平感が大きく、大問題となる。医師会財政も逼迫する。

# B) 医師会からの委託料支払いスキーム 3

## インボイス未登録（免税）医療機関に対し

---

- インボイス未登録（免税）医療機関には、
  - ① 委託料本体のみ支払う（消費税が請求できないため）
  - ② 委託料本体 + 委託料総額消費税相当分 - 消費税分特例控除以外分（消費税分の20%）を支払う。
    - ① 医師会が消費税分だけ益税になる。また、インボイス非登録医療機関は今まで益税になっていた全額を放棄することになる。
    - ② 最終の買い手の医師会の消費税支払いはなく、委託料が医師会をただ通過するだけになる。インボイス非登録医療機関は今までの消費税額の80%は益税として残る（3年後からは50%、6年後からは0になる）。政府が現在まで残っていた消費税免税の撤廃をソフトランディングさせる移行措置に合致する。

# 6年間の移行措置

---

- 最初の移行措置は3年間で、みなし仕入率が80%（=消費税の80%が控除）  
その後の3年は消費税分は50%となる。  
6年後には、すべての医療機関に課税される。
- みなし仕入率=80%とは、売り手は売り上げ額に対する仕入れ経費が80%で、残り20%については免税事業者でも消費税がかかるという考え方。 その後の3年はみなし仕入率は50%で、売上げ残り50%については消費税がかかる。

## C)現在までの税務当局の認識

---

- 医師会が作成した支払明細書に、医療機関の名称やインボイスの登録番号等一定の事項が記載されていれば、これにより医師会は仕入税額控除の適用を受けることができるので、医療機関は適格請求書の発行の必要はないとの税務当局の判断をいただいた。
- 上記②の支払い方法を税務署から国税局に確認してもらったが、これで問題ないかとの間に、国税局からは良いとも、悪いともはっきりした判断をもらえなかった。これは、今後、全国で様々なパターンの支払い方法が出てくるのを確認した後に、法に照らし合わせ判断を行おうとしているのかもしれない。その場合は、税務当局の判断次第では②が認められず、①になる可能性もありうる。